

正副座長案 政策検討会たたき台

(設置)

議会が、会派を超えて政策立案を行う場合には、会派間での協議を経て、必要に応じて政策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。その場合、設置について議会運営委員会で確認した上で、要綱を制定して設置するものとする。

(所掌事務)

- 1 政策立案の原案作成に関すること。
- 2 政策立案のための調査・検討に関すること。

(組織等)

- 1 委員は、議員のみで構成する。
- 2 委員数は、要綱で定める。
- 3 座長・副座長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 座長は、所掌事務を統轄する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

- 1 検討会の会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、会議を主宰する。
- 3 会議は、原則として傍聴を認める。（ユーストリーム中継の実施の有無については、検討会において協議して決定する。）
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に諮って、委員以外の議員を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、会議に諮って、市長その他の執行機関の職員を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。その場合、議長を経て、出席を要求するものとする。
- 6 議長及び副議長は、必要に応じ、オブザーバーとして会議に参加することができる。
- 7 会議の記録（要点筆記又は全文筆記）については、検討会において協議して決定する。

(経過及び結果の報告)

検討会は、検討の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(政策検討会の廃止)

検討会の廃止は、座長が当該政策立案の原案について議長に報告したとき、座長が当該政策立案のための協議検討を終了すると判断したとき、議員の任期が満了したとき等が考えられるが、廃止する必要性が生じたときに、その都度、要綱の廃止を行う。

(庶務)

検討会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

上記に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

小金井市議会の政策検討会 イメージ図

